

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																								
厚木看護専門学校	昭和55年11月10日	武藤 和恵	〒243-0005 神奈川県厚木市松枝2-6-5 (電話) 046-222-1240																								
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																								
社会福祉法人神奈川県 総合リハビリテーション 事業団	昭和48年2月2日	富田 輝司	〒243-0121 神奈川県厚木市七沢516 (電話) 046-249-2111																								
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																							
医療	医療専門課程	看護第二学科	平成7年1月23日文科科学 省告示第7号	—																							
学科の目的	本学科は、学校教育法及び保健師助産師看護師法の規定に基づき看護師として必要な知識及び技術を修得させ併せて、一般教養の向上を図り、有能な人材を育成する																										
認定年月日	平成 29年 2月 24日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
3	年間	2190	1260	210	720	0	0																				
単位時間																											
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
120人	30	0人	6人	6人	12人																						
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 「授業科目の評価及び単位授与に関する細則」第3条に基づき、次のとおりとする。(1)定期試験(講義、演習、実習を含む)(2)追試験(3)再試験																							
長期休み	■春季・夏季・冬季の休業 年間を通して9週間の範囲で学校長が定める日		卒業・進級条件	「授業科目の評価及び単位授与に関する細則」第13条より、卒業は、本規定の第2条から第7条までの規定に基づく授業科目の評価及び出席状況等を卒業認定会議において総合的に審査する。																							
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 社会人・推薦入学者に対しては入学前より学習課題を提示し学習支援を行っている。入学後は、チューター制により、定期面接やポートフォリオを用いて目標管理と達成状況を定期的に支援している。学生の学校継続に向けて必要に応じ休学届や復学届、履修願等の各種手続きを確認するとともに、学習や生活状況を確認する。欠席の連絡がない場合は、必ず連絡を取るようし長期欠席に繋がらないよう支援している		課外活動	■課外活動の種類 ボランティア、インターンシップ、文化祭、看護を考える日、入学を祝う会、卒業を祝う会  ■サークル活動: 無																							
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(令和元年度卒業生) 病院等 ■就職指導内容 現在の就職先に卒業後も勤務する者が多い。就職先が決定していない学生に対しては、学校にて実習施設の合同就職説明会の開催や、厚木地区合同就職説明会の案内や近隣病院のインターンシップや就職説明会の案内を学内へ掲示するとともに紹介を行っている。就職支援は、学年担当の教員が中心となり、個別指導により学生の希望や個性に応じて、神奈川県内(特に県央地域)の病院等、実習施設への就職を勧めている。 ■卒業生数 : 26 人 ■就職希望者数 : 26 人 ■就職者数 : 24 人 ■就職率 : 92.3 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 92.3 % ■その他 (令和 元 年度卒業生に関する 令和2年5月1日 時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業生に関する令和元年度5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>26人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するが記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)  ■自由記述欄 文科科学大臣が認める、医療専門課程看護第一学科及び看護第二学科を修了した者については、専門士(医療専門課程)と称することができる。 保健師・助産師養成機関への受験資格が得られる。				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	看護師	②	26人	24人												
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																								
看護師	②	26人	24人																								
中途退学の現状	■中途退学者 0名 平成31年4月1日時点において 在学者 56名(平成30年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において 在学者 56名(令和2年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由  ■中退防止・中退者支援のための取組 仕事と家庭と学校の両立が出来るように、年間計画に基づき定期的に面接を実施する。また、学生の変化が把握できるように朝のホームルームに入り、学生の様子をきめ細かに観察しコミュニケーションを図っている。		■中退率 0 %																								
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 運営母体である神奈川県総合リハビリテーション事業団の学資金制度(返済免除制度有り)  ■専門実践教育訓練給付: 有																										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																										
当該学科のホームページURL	<a href="http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp">http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp</a>																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

学生が看護への興味・関心を高め、医療・看護・福祉の現状、動向を見据えて、社会・企業の要請や期待に応えられる能力・資質を高められるカリキュラムを構築を目指している。そのために、教育目標、教育内容、教育方法等について、業界関係者を含めた教育課程編成委員会の意見を踏まえて教育課程の編成を行うことを基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

- ①看護第二学科 教育課程については看護第二学科会議で決定したものを、教育会議で学校職員間で共有を行う。
- ②教育課程編成委員会で教育課程についての意見を受けた後、看護第二学科会議で教育課程の追加・変更・工夫点を検討する。
- ③追加・変更となった教育課程(案)は経営会議で承認を得る。
- ④次回、教育課程編成委員会にて追加・変更・工夫点の実施状況を報告、新たな検討を加える。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
馬嶋 順子	厚木医師会会長、馬嶋医院院長	H31年4月～R3年3月	①
近藤 勉	厚木病院協会副会長、医療法人仁愛会近藤病院院長	H31年4月～R3年3月	①
吉村 由紀	県看護協会県央副支部長、亀田森の里病院看護部長	R2年6月～R3年3月	①
伊藤 玲子	東名厚木病院副院長兼看護部長	H31年4月～R3年3月	③
神保 京美	伊勢原協同病院看護部長	H31年4月～R3年3月	③
常田 真一郎	厚木市民健康部長	R2年4月～R3年3月	①
武藤 和恵	厚木看護専門学校 学校長		
五十嵐 一美	厚木看護専門学校 副学校長		
島田 真由美	厚木看護専門学校 看護第一学科長		
大河原 亮一	厚木看護専門学校 看護第二学科長		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回以上開催。その他必要に応じて開催。

(開催日時)

- 第1回 平成27年11月10日 16:25～16:45(15:30～16:25の第18回厚木看護専門学校運営協議会終了後に実施した)
- 第2回 平成28年 7月 6日 16:00～17:00
- 第3回 平成28年11月15日 16:25～17:10
- 第4回 平成29年 7月 4日 16:00～17:00
- 第5回 平成29年11月14日 16:00～17:00
- 第6回 平成30年 7月 4日 16:00～17:00
- 第7回 平成30年11月13日 16:00～17:00
- 第8回 令和 1年 7月 2日 16:00～17:00
- 第9回 令和 1年11月21日 16:00～17:00
- 第10回 令和 2年 7月 新型コロナウイルス感染症感染予防のため、紙面にて実施

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

平成28年11月15日 教育課程編成委員会

■臨地実習終了後の学生からの実習評価アンケート結果で「A. 指導者と教員の指導の一貫性」の評価が例年低いのはなぜか、という意見を受け、Aに焦点を当てた学生への調査を実施した。一部の結果より、臨地実習中、患者に対する指導者の考え方、教員の考え方それぞれ間違っていないが、基礎の学生にとって指導が判断基準になるため悩ましいという結果があった。教員と指導者の連携のみでなく、連携の場に学生を含め、3者間で患者への看護を話し合える場を持つことで、現場での判断力を学ぶ場となるため、今後も臨床実習の振り返りの場等で本データを活用し、共有を図っていくことが課題となった。

■アンケート内に知識と技術の両方を確認する項目があり、どちらが実際に課題になっているかを確認したいという意見に対し、今後は分けて調査することとした。

■倫理教育に関連したカリキュラムの運営状況について倫理教育を含むカリキュラム内容を提示した。教育課程内に盛り込まれているためよいとの助言をいただいた。倫理に関するワークでも、インパクトの弱い題材に関しては倫理観育成強化が必要。インパクトの強弱でなく、等しく倫理的な事象として捉える力を身につけていくことが課題である。委員の意見より、専門職としての成長過程に臨床場面での経験が大きく影響しており、今後も臨床に働きかけ、感性を磨くことを強化していくことが課題となった。

平成29年7月4日 教育課程編成委員会

■学生へのアンケート調査は今年度2クール目まで集計した。知識と技術を分けて調査した結果、知識も技術も「当てはまる」「やや当てはまる」に回答され、概ね身についたという結果であり、知識と技術に大きな差はなかった。

■カリキュラム改正に向け「地域包括ケアシステムに対応したカリキュラム編成に向けて」というテーマで、討議した。病院での看護にとどまらない生活者としての対象を前提とした関わりを目指し、各看護学が縦割ではないつながりを持ったカリキュラム構築が必要。学生の時期から他職種との連携、専門性の違いからくる視点、考え方を共有できる機会をカリキュラム上に構築してけることが理想であることなど、検討事項としてあがり課題となった。

平成29年11月14日 教育課程編成委員会

■カリキュラム改正を見据えた「教育目標」「卒業時に期待する能力」の検討というテーマで話し合った。そこで、学生のコミュニケーションやメンタル面での課題から学生の自己を表現する力を育てることが課題として取り組むこととなった。

平成30年7月3日 教育課程編成委員会

■「看護師として協働する力を引き出すための教育の検討」というテーマでディスカッションを行った。授業改善の一環で取り組んでいるアクティブラーニングやグループワークの活用について検討した。教員も、各所に出向きすぐれた授業を体験し授業力を高めるよう取り組むこととした。

<p>平成30年11月13日 教育課程編成委員会          ■2020年カリキュラム改正にむけて現在のカリキュラム評価について検討した。カリキュラム評価における評価指標を明確にし、カリキュラムの改善点を中心に取り組むこととした。</p>																				
<p>令和1年7月2日 教育課程編成委員会          ■「看護師教育の技術に関する検討」をテーマに臨床で求められる看護技術の習得に関して、どのように教育課程の中に組み込んでいくかについて検討した。学内では、技術教育としての身に着け方、学生の学びとしての印象の残し方、そのための教え方を整理し、臨地では体験をしながら思考を深めるよう技術教育に取り組むこととした。</p>																				
<p>令和1年11月21日 教育課程編成委員会          ■前回会議後の取り組み状況として、2019年度技術に関する到達度の中間評価の報告と厚労省から出された「看護基礎教育検討会」の報告書の内容を基に、カリキュラム改正の「在宅看護論」から「地域・在宅看護論」へ変わり地域包括ケア社会への取り組みが検討された。生活体験の少ない学生がいかに生活の場における看護を学ぶか、そのために、学生の社会人としての自律を促すことを積み重ねていくための教育と支援が課題となった。</p>																				
<p>令和2年7月 教育課程編成会議          新型コロナウイルス感染症拡大防止のため紙面にて実施          1. 2019年度 カリキュラム評価 考察と課題          2. 2019年度 卒業時の看護教育の技術に関する到達度評価について          3. 2020年度 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師養成所の教育方法の変更に係る対応の報告          4. 学事日程等の変更の取り扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&amp;A等の送付について</p>																				
<p>2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係</p>																				
<p>(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針</p> <p>「本校は学校教育及び保健師助産師看護師法の規定に基づき看護師として必要な知識及び技術を習得させて併せて、一般教養の向上をはかり有能な人材を育成する」という教育目的の達成と「看護の専門的知識・技術を身につける」といった卒業時に期待する能力の習得を図るために、企業等との連携を密に行っている。様々な場において実習ができるよう配慮し、知識・技術を看護実践の場で、理解・実施できる能力を養うように臨地実習を設けたり、学内においても現場で働く専門職の講師を招いて実践能力の向上が図れるように努めている。加えて企業連携の基本方針として、学生のレディネス、実習や各科目の学習目標の共通理解に向けて、企業との連携の場を設け、具体的な理解を促進している</p>																				
<p>(2) 実習・演習等における企業等との連携内容</p> <p>連携内容は、学内の授業や臨地実習において、教員と企業側で学生の到達目標が共通となるよう授業の内容や指導方略、実習方法などを調整している。授業の実施前は、臨地実習指導者会議への出席や企業(各実習施設)での学習会の参加に加え、臨地での実習指導や実習評価の依頼などを行っている。実施中は指導の方向性が定まるよう実習指導要項および実習指導案を用いた具体的な理解を促している。学内では現場で行われている実習がわかるように演習を用いた授業を展開している。成績評価については、試験の採点依頼や実習評価は指導者の評価欄を設けて評価を双方でできるようにしている。</p>																				
<p>(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>科目概要</th> <th>連携企業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎看護学実習Ⅰ</td> <td>看護技術の基本原則を理解し、安全で安楽な看護実践能力を養う</td> <td>神奈川リハビリテーション病院、大和市内立病院</td> </tr> <tr> <td>成人看護学(臨地実習)</td> <td>成人期の対象者を総合的に理解し、健康の保持・増進、各健康の段階に応じた看護実践を行うための問題解決能力を養う</td> <td>東名厚木病院、東名厚木メディカルサテライトクリニック健診センター、とうめい厚木クリニック、神奈川産業保健総合支援センター</td> </tr> <tr> <td>小児看護学(臨地実習)</td> <td>子どもの健やかな成長発達過程を理解し、健康の段階に応じた、子どもと家族への看護が行えるための基礎的な能力を養う</td> <td>神奈川リハビリテーション病院、みらくる保育園、すくすく保育園、大和市内立病院、海老名メディカルプラザ</td> </tr> <tr> <td>精神看護学(臨地実習)</td> <td>精神看護の対象を理解し、心の健康の保持・増進する関わりやはたらきについて学ぶとともに、精神の健康障害を持つ人に対する理解を深め、精神保健医療福祉における看護の役割について学ぶ</td> <td>愛光病院、合力の郷、横浜マックディケアセンター、レミザ工芸、地域活動支援センターアジュール、</td> </tr> <tr> <td>在宅看護論実習</td> <td>その人らしく日常生活ができるための、保健医療福祉の連携と看護の実際を学ぶ</td> <td>さつきの里あつぎ、アゼリア、訪問看護ステーションもみじ・さつき、仁厚会訪問看護ステーション、JMA海老名訪問看護ステーション、室命訪問看護リハビリステーション厚木サテライト、厚木市南毛利地域包括支援センター、東名厚木病院居宅介護支援センター、せや在宅クリニック</td> </tr> </tbody> </table>			科目名	科目概要	連携企業等	基礎看護学実習Ⅰ	看護技術の基本原則を理解し、安全で安楽な看護実践能力を養う	神奈川リハビリテーション病院、大和市内立病院	成人看護学(臨地実習)	成人期の対象者を総合的に理解し、健康の保持・増進、各健康の段階に応じた看護実践を行うための問題解決能力を養う	東名厚木病院、東名厚木メディカルサテライトクリニック健診センター、とうめい厚木クリニック、神奈川産業保健総合支援センター	小児看護学(臨地実習)	子どもの健やかな成長発達過程を理解し、健康の段階に応じた、子どもと家族への看護が行えるための基礎的な能力を養う	神奈川リハビリテーション病院、みらくる保育園、すくすく保育園、大和市内立病院、海老名メディカルプラザ	精神看護学(臨地実習)	精神看護の対象を理解し、心の健康の保持・増進する関わりやはたらきについて学ぶとともに、精神の健康障害を持つ人に対する理解を深め、精神保健医療福祉における看護の役割について学ぶ	愛光病院、合力の郷、横浜マックディケアセンター、レミザ工芸、地域活動支援センターアジュール、	在宅看護論実習	その人らしく日常生活ができるための、保健医療福祉の連携と看護の実際を学ぶ	さつきの里あつぎ、アゼリア、訪問看護ステーションもみじ・さつき、仁厚会訪問看護ステーション、JMA海老名訪問看護ステーション、室命訪問看護リハビリステーション厚木サテライト、厚木市南毛利地域包括支援センター、東名厚木病院居宅介護支援センター、せや在宅クリニック
科目名	科目概要	連携企業等																		
基礎看護学実習Ⅰ	看護技術の基本原則を理解し、安全で安楽な看護実践能力を養う	神奈川リハビリテーション病院、大和市内立病院																		
成人看護学(臨地実習)	成人期の対象者を総合的に理解し、健康の保持・増進、各健康の段階に応じた看護実践を行うための問題解決能力を養う	東名厚木病院、東名厚木メディカルサテライトクリニック健診センター、とうめい厚木クリニック、神奈川産業保健総合支援センター																		
小児看護学(臨地実習)	子どもの健やかな成長発達過程を理解し、健康の段階に応じた、子どもと家族への看護が行えるための基礎的な能力を養う	神奈川リハビリテーション病院、みらくる保育園、すくすく保育園、大和市内立病院、海老名メディカルプラザ																		
精神看護学(臨地実習)	精神看護の対象を理解し、心の健康の保持・増進する関わりやはたらきについて学ぶとともに、精神の健康障害を持つ人に対する理解を深め、精神保健医療福祉における看護の役割について学ぶ	愛光病院、合力の郷、横浜マックディケアセンター、レミザ工芸、地域活動支援センターアジュール、																		
在宅看護論実習	その人らしく日常生活ができるための、保健医療福祉の連携と看護の実際を学ぶ	さつきの里あつぎ、アゼリア、訪問看護ステーションもみじ・さつき、仁厚会訪問看護ステーション、JMA海老名訪問看護ステーション、室命訪問看護リハビリステーション厚木サテライト、厚木市南毛利地域包括支援センター、東名厚木病院居宅介護支援センター、せや在宅クリニック																		
<p>3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係</p>																				
<p>(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針</p> <p>専攻分野の最新の専門的知識、技術を習得するための機会や、教職員の学習意欲と自己啓発による人材育成など、看護基礎教育に役立てることを目的として「学会・研修会に関する規約」を設けている。全教員に2年の学会参加計画や、企業との連携による実務研修、夏期臨地指導者講習会の開催等により、企業等と連携した教育力の向上を目指している。</p>																				
<p>(2) 研修等の実績</p> <p>① 専攻分野における実務に関する研修等          領域での①学会参加②実習施設等での研修など(添付資料参照)を、また開拓した実習施設への実務研修等を行っている。</p> <p>② 指導力の修得・向上のための研修等          学内研修では、外部の臨地指導担当者・教員を対象とし、外部講師を招聘しての教育講演を含んだ臨地指導者講習会の開催や教職員対象の職員研修の開催を行っている。外部研修では、神奈川県看護師等養成機関連絡協議会の看護研修や教員対象の国家試験対策セミナー等に参加し、指導力の向上を図っている。</p>																				
<p>(3) 研修等の計画</p> <p>① 専攻分野における実務に関する研修等          各種学会、病院研修等</p> <p>② 指導力の修得・向上のための研修等          ・厚木看護専門学校における夏期臨地実習指導者研修会          ・ジャパンメディカル・アライアンス主催 研究発表大会、秦野赤十字病院主催 教員・指導者研修会</p>																				

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

厚木看護専門学校 学校関係者評価会議規程および厚木看護専門学校学則第37条第2項の規程に基づき、学校関係者評価会議を設置・運営する。

当校の実施する自己点検・自己評価の客観性および透明性を高め、「明日の厚木看護専門学校を考える会」という視点で企業等委員を含む学校関係者が学校の現状と課題について共通理解を深め、協力して教育活動その他の学校運営を推進することを目指す。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①学校の理念・目的・育人人材像は定められているか(専門分野の特性が明確になっているか) ②学校における職業教育の特色は何か ③社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④学校の理念・目的・育人人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか ⑤各学科の教育目標、育人人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向
(2) 学校運営	①目的等に沿った運営方針が策定されているか ②運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ④人事、給与に関する規程等は整備されているか ⑤教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑦教育活動等に関する情報公開が適切になされているか ⑧情報システム化等による業務の効率化が図られているか ⑨学生及び文書、備品等を守るための安全対策の整備はなされているか ⑩学校安全保健計画、消防計画の作成はなされているか
(3) 教育活動	①教育理念等に沿った教育課程編成・実施方針等が策定されているか ②教育理念、育人人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ④キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方針の工夫・開発などが実施されているか ⑤関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか ⑥関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか ⑦授業評価の実施・評価体制はあるか ⑧職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか ⑨成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか ⑩資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ⑪人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ⑫関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)を確保するなどマネジメントが行われているか ⑬関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成などの資質向上のための取組が行われているか ⑭職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4) 学修成果	①就職率の向上が図られているか ②資格取得率の向上が図られているか ③退学率の低減が図られているか ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5) 学生支援	①進路・就職に関する支援体制は整備されているか、②学生相談に関する体制は整備されているか、③学生に対する経済的な支援体制は整備されているか、④学生の健康管理を担う組織体制はあるか、⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか、⑥学生の生活環境への支援は行われているか、⑦保護者と適切に連携しているか、⑧卒業生への支援体制はあるか、⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか、⑩高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6) 教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか ②学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか ③防災に対する体制は整備されているか ④防災対応マニュアルの作成と適切な対応がなされているか ⑤防災訓練等による学生への防災対策の周知はなされているか
(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ③学納金は妥当なものとなっているか

(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか</li> <li>②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか</li> <li>③財務について会計監査が適正に行われているか</li> <li>④財務情報公開の体制整備はできているか</li> </ul>
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか</li> <li>②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか</li> <li>③自己評価の実施と問題点の改善を行っているか</li> <li>④自己評価結果を公開しているか</li> </ul>
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか</li> <li>②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか</li> <li>③地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか</li> </ul>
(11) 国際交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>①海外留学についての戦略を持っているか</li> <li>②日本国籍をもたない学生の受け入れ、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか</li> <li>③日本国籍を持たない学生の学修・生活指導等について学内に適切な体制が保障されているか</li> </ul>

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

- ・評価結果をもとに以下の内容に取り組んだ。
- 平成27年12月21日 学校関係者評価会議
- ①学校の将来構想として今後の18歳人口の減小に反して看護師育成のニーズは高まる一方であり、看護大学化が進む中で専門学校としてどのような特色を出していくかを表現していくこと。
- ②専任教員の育成および計画的雇用の課題  
⇒質の高い教育力をめざして、外部からの教員養成課程・研修等の受け入れや教員のオープンキャンパスを計画した。また、就労しながら専任教員になる養成研修が受講できるシステムや教員養成研修が学士の単位換算となる大学の編入学も選択肢として選べるよう取り組んでいる。教員未経験者が安心して入職・キャリアアップできるよう当校独自の教員ラダーを作成し、運用している。
- ③情報管理・SNSやUSBの取扱いのマニュアルの作成  
⇒教職員のマニュアルは設置されていた。学生を対象とした「看護学生の情報管理に関する指導の手引」を作成し、平成28年度より運用している。
- ④財務に関して、神奈川県からの補助金は増額が厳しいため、自らの財源の確保  
⇒支出の見直しを積極的に行い、光熱費削減(電気自由化による契約の見直し)や、より安価な物品を選定・購入する等、節減、節約に取り組んでいる。また、授業料の見直しを行い、平成30年度から月額2,600円の値上げを実施し、段階的に増額を計画している。
- 平成28年9月8日 学校関係者評価会議
- ①人間関係を発展させる基礎的な能力を身につける」への取り組み  
外部委員から「人間関係を発展させる基礎的な能力を身につける」が苦手な学生が増えてきて、カリキュラムの中でもなかなか達成することが難しくなってきたというご意見があった。これに対して、ホームルームの中で、教員が積極的に学生に関わり、今まで以上に教員-学生間の人間関係を構築していくこと、人間関係の問題解決を学生自ら図っていくよう支援することの取り組みを開始した。
- 平成28年12月21日 学校関係者評価会議  
評価結果に併せて対応策も公表し、何が課題なのかよく整理されていた。「中期的に見て財政的に財務基盤が安定しているのか」の項目について取り組んでいると感じた。学生確保・看護師確保、看護教員確保はお互いに連携を図っていくかなければ質の良い学生、看護師は育たないため、協力をさらに深め、質の良い学生を育てて病院に来ていただく。
- 平成29年9月13日 学校関係者評価会議
- ①看護師としての態度育成への取り組み  
当校の現在行っている学生支援・指導は、学生・保護者・受け入れる施設側、社会が求める看護師育成のニーズに応えられているかについて意見交換を行った。実習施設からは、挨拶や態度は実習中・入職後共に良いとの意見をいただくも、10年前より学生との距離が遠くなっており、歩み寄っても近づかないと講師からのご意見もあった。学生が作成した学校生活の紹介DVDの視聴から、学生たちのたくましさを感じつつも、当校の教育の厳しさを感じたというご意見もあった。SNSの普及などにより変化していく社会の中で、対面によるコミュニケーションの困難性などもあり、学校生活でさらに職業や社会とのつながりを実感できるように取り組んでいく。
- 平成30年9月13日 学校関係者評価会議
- 1)自己点検・自己評価 2017年度の結果と取り組みについて報告  
2)「学びの場としての学校生活支援」学生アンケート結果報告  
上記より、よりよい学校づくりのための学びの場としての学校生活支援について検討し取り組み課題とした。
- 令和1年9月12日 学校関係者評価委員会
- 1)自己点検・自己評価 2018年度の結果と取り組みについて報告  
2)「明日の厚木看護専門学校を考える」アンケート結果報告  
上記より、よりよい学校づくりに向けて、学修支援等について検討し取り組み課題とした。

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
渡辺 美加子	神奈川リハビリテーション病院	R2年4月～R4年3月	企業等委員
井上 直樹	神奈川県総合リハビリテーション事業団	R2年4月～R4年3月	企業等委員
鷺塚 明子	厚木市立病院	R2年4月～R4年3月	企業等委員
佐藤 裕子	愛光病院	R2年4月～R4年3月	企業等委員
佐久間 謙一	愛光病院	R2年4月～R4年3月	卒業生
楠 恵子	県立保健福祉大学	R2年4月～R4年3月	学識経験者
青木 光好	講師	R2年4月～R4年3月	講師
風間 徹	松枝地区自治会長	R2年4月～R4年3月	地域関係者
中里 知加子	保護者	R2年4月～R3年3月	保護者
富永 恵美	保護者	R2年4月～R3年3月	保護者
高橋 樹生	看護第一学科2年生	R2年4月～R3年3月	学生
羽柴 桃子	看護第一学科1年生	R2年4月～R3年3月	学生
關口 和音	看護第二学科3年生	R2年4月～R3年3月	学生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。  
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

<p>(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期          (ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他(講師会議・教育課程編成会議・保護者説明会・臨地実習指導者会議) )          URL: 学校ホームページ <a href="http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/">http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/</a></p>	
<p>5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係</p>	
<p>(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針          ・看護六法における看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づいて構築したカリキュラム、整備した学習環境、同法における「看護師等養成所の運営に関する手引き」に基づいた運営の実態を透明性をもって開示する。          ・教育理念・教育目標・学生の卒業時に期待する能力を企業と共有し、教育の連携を強化する。連携によって得られた成果・課題を企業と共有・検討し、教育の質向上に活用する。          ・自己点検・自己評価・学校関係者評価の結果をもって、教育活動その他の学校運営の状況を開示し、健全な学校運営につとめる。</p>	
<p>(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応</p>	
ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の教育理念・教育目標と特色 ②校長名、所在地、連絡先 ③学校のあゆみ ④教職員名簿 ⑤年間行事等
(2) 各学科等の教育	①課程(コース)・学科・学生定員数入学者数、収容定員、在学学生数 ②カリキュラム(科目配当表(科目編成・授業時数) ③進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・終了の認定基準等) ④学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ⑤資格取得、検定試験合格等の実績(看護師国家試験合格率) ⑥卒業生数、卒業後の進路(進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先)
(3) 教職員	①教職員数 ②教職員の組織(名簿)
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①主な実習施設 ②卒業後の進路(就職支援・進学支援) ③国家試験対策への取り組みと国家試験合格率の結果 ④卒業生の活躍(コラム)
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事への取組状況 ②看護教員養成課程の教育実習生の受け入れ
(6) 学生の生活支援	①証明書の発行 ②活用できる経済的支援(学資金・奨学金制度のご紹介) ③スクールカウンセラーについて
(7) 学生納付金・修学支援	①諸経費(受験料・入学金・学費等) ②教育訓練給付金制度について
(8) 学校の財務	財務諸表
(9) 学校評価	①自己点検・自己評価および学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	①海外研修プロジェクト ②外国籍学生の受け入れ、在籍管理等における要領
(11) その他	入学案内 オープンキャンパス情報 進路相談について
<p>※(10)及び(11)については任意記載。</p>	
<p>(3) 情報提供方法          URL: 学校ホームページ <a href="http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/">http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/</a>          教育課程編成会議・学校関係者評価会議・臨地実習指導者会議・講師会議における情報提供          年報の発行および企業への送付          厚木看護部長会における情報提供</p>	



## 授業科目等の概要

※看護第二学科は平成31年4月より募集停止のため1年次生の講義は開講していません。

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 単 位 時 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			哲学と倫理学	ものの見方・考え方を一面的に捉えることなく、より深くより広く多面的にみたらどうかを理解、経験する。命を尊ぶとはなにか。生活者として、看護師として、人間としての生き方・人間としてのあり方を問いかける。身近な今日的な社会事象と、倫理的な「良い」「悪い」の価値判断について一緒に考察することで、1年次到達目標である命の畏敬の念や価値観を養い、自分や他者の権利を尊重する姿勢を養う	1通	30	○			○			○	
○			教育学	学ぶことは人間が成長する上で、必須のものである。本授業では、学ぶ上で何が大切かを講義及びグループワークを通して身につけていくことを第一の目標とする。さらに、学ぶ立場から教える立場への転身を踏まえ、学びと教えるという教育の両面についても考えていく	1後	30	○			○				○
○			心理学	心理学とは、人間のこころや行動の仕組みの解明を目指す学問である。本講義では導入として、人間のこころや行動を理解する際の、心理学的な考え方や視点について学習する。そのうえで、対人援助の場面で有用となる、乳児期から老年期に渡るまでの各発達段階についての知識を深める。その他、社会問題と心理学との関連についても説明する。その上で様々な現場で実践されている臨床心理学の全般的な説明の後、カウンセリングなどの基礎的な考え方を学習する。また、授業内において自己理解・他者理解について考え、心理学をどのように活かせるかについて理解を深める。学修目標としては、心理学的な知識を習得し、そこから自ら考え、自己理解・他者理解に活かせるようにすることを目標とする。また、コミュニケーションを心理学的にとらえるなどの講義を組み入れている	1後	30	○			○				○
○			社会学	社会学は、私たちの日常の行為を出発点にして、社会の仕組みを解明する学問である。社会に起こる事象について、知的好奇心をもって探究する姿勢をもち、社会現象そのものの基本的な理解に努めるとともに、その背後にある様々な要因や、それらの相互関連性をつかみ、社会現象を重層的に、かつ複合的にとらえることができるようにする。そして、この学習成果を自分自身の人生に生かすとともに、社会保障制度の中の「医療」に携わる者としての立場の理解につなげていくことで、1年次到達目標である社会情勢に関心を持ち、社会活動や社会参加のできる姿勢を養う	1後	30	○			○				○
○			人間関係論Ⅰ	ひと、もの、ことに関わる体験学習を通して、こころとからだを通して自他のありようにより「きづく」力を養う。また自他の違いや、多様性を理解し、よりよい関係を育むための土台として、感性を養うと共に、1年次到達目標である人間関係を豊かにするために、感じとる心・とどまる力・行動する力・責任をもって行動することができる	1前	15		○		○				○
○			人間関係論Ⅱ	この科目では人間関係論Ⅰで学んだ知識をもとに、演習によって得た体験を振り返り、再考することで他者との関係を見つめなおし、学生自身が「自分を知り」「自分を受け入れる」ことができるように関わる。また、グループで活動することの意味、グループへ効果的に働きかけることについて学び、「自己成長を図る」ことで、よりよい看護の専門職業人になることをねらいとする	3前	15		○		○				○

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			物理学	自然科学の法則の基本的考え方を学び、自然現象の現れ方を体得する。これらの知識をもとに、看護の場で遭遇する物理現象を論理的に考察する能力を培い、看護技術に生かす	1通	30		○			○			○		
○			情報科学	情報社会に必要な知識やマナーを知ることにより、個人や職場においての情報流出を防ぐためにどのようなことをすべきか、事例を交えて考える。情報管理の方法、個人情報やセキュリティに関する基礎的な知識を習得し、また、よく使われるアプリケーションソフトの操作を習得する	1通	30		○			○				○	
○			英語	世界共通語である英語による外国人患者への対応などを看護の現場で活用することを目的とする。患者に対する説明、また看護側の対応に特有表現を学ぶ。意志の疎通を促す英語表現なので高度な文法は使用せず、臨床現場で使用される最低限の専門用語を踏まえ、場面を理解し、展開していく。CDを利用するとともに実際にグループやペアで演習も行うことで、1年次到達目標である、語学、芸術、文化に親しみ、他文化との豊かな交流がはかれる素地を育む	1通	30		○			○				○	
○			論理学	患者さんに対して、自分の考えを、飛躍の少ない、理解しやすい表現にするには、論理力が必要である。論理力とは、考えをしっかりと伝える力であり、伝えられたものをしっかりと受け取る力である。つまり、論理力とは、看護のコミュニケーションのための技術、「読み書き」の力である。論理力をトレーニングすることで、国語力のトレーニングを行う	1後	30		○			○				○	
○			解剖生理学Ⅰ	この講義では、細胞の生命活動、それを支える防御機構、物流機構、調節機構を取り上げて、人体の恒常性について理解する。つまり、人体が日常生活を営む上で、人体がどのような構造を持ち、機能しているのかについて理解できることを目的とする	1通	30		○			○				○	
○			解剖生理学Ⅱ	人体の発生・構成・形態（運動生理を含む）を系統的に理解させ、解剖人体の実際を見ることで解剖生理の理解が深まることを目的とする。人体の構造と仕組みについて概観する。更に、疾病によって人体が受ける構造と機能の変化を学習する土台となる正常な人体について理解できるよう教授する。	1後	30		○			○				○	
○			生化学	生命現象、生体内の反応、生体内での物質の機能について、化学の基礎知識や知見、さらに生物学と化学の原理や用語を用いて、分子レベル・物質レベルで理解する。生体に関わる化合物の構造・性質を理解し、実際に生体内で起こっている生化学反応の仕組みや意義を理解する。学習項目は学習内容の理解度、化学の学力の程度によって内容を変更することがある	2前	30		○			○				○	
○			栄養学	栄養学では患者の摂取する食事に含まれる栄養素の種類、体内での役割と代謝、1日の適正量等生命維持に必要な基本的メカニズムを理解する。誕生からはじまり、乳幼児期、小児期、思春期、青年期を経て成人になる。それぞれの時期に成人とは異なる身体的特徴があり、このように身体条件に応じた所要量や栄養バランスについて理解する。患者の栄養状態を的確に把握し、食事を援助できるテクニックを習得する。食物に含まれる各栄養素を食事として摂取し、最もよく利用されるようその仕組みを的確に知り、病気の発症と食事が深く関与していること、また、その病態を中心に予防効果・進展阻止・治療等について学習する	2後	15		○			○				○	

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			微生物学	医療従事者は感染症の原因となる病原微生物に感染する危険にさらされることが多く、また、そのような患者からの病気の蔓延を防止する直接の使命を負わされている。したがって、実際面での滅菌・消毒操作、感染症患者のケアを行う際に必要な看護知識及び院内感染防止の基礎概念を理解できるようにする	1後	15					○					
○			薬理学	薬物治療は医療の根幹である。看護活動においても薬物治療について正しく理解していることはきわめて重要である。本講座においては、薬物と人体の相互作用(薬理作用)を理解し、薬物における問題解決能力を身につけることを目的とする。 基礎分野では、薬物によって起きる生物反応、化学物質が治療薬となりうる条件を理論的に学び、病態との係わりにおける薬物治療の基本を理解する。臨床分野では、薬物治療に必要な基礎的事項を学び、各種疾患に対して用いられる薬物の適応方法(目的、作用・副作用、効果判定)、化学療法等の具体例について学ぶ	2通	30					○					
○			病理学	解剖生理学で学んだ人体の各系の構造と機能をふまえて、看護する上で必要な病理学の概念や、それらの病因・病変が人間の各系の臓器や組織に顕れる疾病の成り立ちが理解できることを目的とする	1後	15					○					
○			疾病と治療Ⅰ	各系統別疾患の病態・主要症状・治療・検査について理解させ、看護するために必要な基礎知識を学習する	2通	30					○					
○			疾病と治療Ⅱ	各系統別疾患の病態・主要症状・治療・検査について理解させ、看護するために必要な基礎知識を学習する	2前	30					○					
○			リハビリテーション学	全ての人々が共に生きることを目指し、保健医療福祉の中におけるリハビリテーションの概念と意義を理解する。またリハビリテーションを構成する職種の役割がわかり、看護に期待される役割、機能について考える	2通	30					○					
		○	・福祉における援助Ⅰ ・福祉における援助Ⅱ	以下の2つの内容から選択 ・聴覚障害者のコミュニケーションの方法の手話を通して聴覚障害への理解を深めるとともに、援助技術を学ぶ。また、現代社会におけるボランティアの意義と実情を学ぶことを目標とする ・視覚障害に関する基礎知識を学び、障害への理解を深めるとともに、援助技術を学ぶ。又、現代社会におけるボランティアの意義と実情を学ぶことを目標とする	1通	30					○					
○			保健医療福祉論	保健医療福祉の概念を学び、包括的、継続的サービス提供とその連携と統合の意義や必要性、システム化について理解する。地域福祉計画、老人福祉計画、障害者福祉計画など現在のわが国の保健医療福祉の計画と評価について、その必要性を社会的背景、行政制度との関連で理解する。地域ケアにおける保健医療福祉活動における他職種の役割や制度、地域ケアにおける看護活動との関連について学び、今後の課題と展望について理解する	2通	15					○					
○			医療と倫理	【医療】 医療現場で求められる倫理観について考えることができる 【看護倫理】看護実践現場における倫理的問題の存在を認識し、倫理的判断が下せるよう倫理的感受性を高めるための基本を学ぶ	2後	15					○			○	○	
○			障害者福祉論	障害者福祉の歴史、理念、障害の概念と定義、障害者福祉の制度とサービス、障害者をめぐる環境などのテーマを通して障害者福祉を理解できる。また、障害者福祉の現状について学ぶことで、今後の課題と展望について理解を深める	2後	15					○					

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			公衆衛生と関係法規	【公衆衛生】人間にとっての健康増進・疾病予防の意義や公衆衛生に関する統計情報を理解し、組織的な保健活動について学習する 【関係法規】看護職に必要な法令を習得するとともに、法令を根拠としたわが国保健・医療・福祉の政策の展開を理解することを通じて、専門職業人としての役割と認識を高めることで、3年次到達目標である健康を守るための保健医療福祉の仕組みを理解し、社会資源の活用ができる調整能力を養う	3前	30		○			○			○	
○			基礎看護学Ⅰ	看護の定義や健康の概念、歴史的変遷を理解し、看護や健康の概念や看護を構成する要素・看護の本質について学び、看護の目的、役割・機能の基本的なことについてわかり、看護職者としての看護倫理を深める 看護の対象の特性を多角的・分析的に学び、健康・ライフステージ・受診行動・患者の心理など具体的に看護の対象について理解を深める また、自己の看護に対する考えを深め広げること で、職業としての看護について考えることができ、1年次到達目標である看護の社会的意義や責任がわかり、看護に対する知識、技術、態度を磨くことができる	1前	30		○			○			○	
○			基礎看護学Ⅱ	看護技術 nursing art は看護の専門的知識に基づいて行われ、対象の安全、安楽、自立を目指した目的意識的な直接行為である。さらに看護技術は、私たちの看護実践を構成するツールである。私たちは身体と言葉、若干の道具を用いて対象に必要な看護を技術を持って表現する。ここでは、生活とはなにかについて考え、日常生活支援についてどうあればよいかを追求しながら、対象者の日常生活における安全性・安楽性を守る看護技術を習得することを目的とする	1通	30		△	○		○			○	
○			基礎看護学Ⅲ	看護技術 nursing art は看護の専門的知識に基づいて行われ、対象の安全、安楽、自立を目指した目的意識的な直接行為である。さらに看護技術は、私たちの看護実践を構成するツールである。高度医療機器の導入により、侵襲の少ない効率のよい検査や迅速な診断が可能となってきた。一方で検査・治療にかかわる医療事故があつとを絶たない。看護師は医療技術が高度・複雑化するほど、対象の安全で安楽に注意を払う必要がある。そこで、診療の補助技術における危険とその予知法がわかる。診療の補助技術を具体的に学び、知識と技術を深めることを目標とする	1通	30		○	△		○			○	
○			基礎看護学Ⅳ	フィジカルアセスメントの学習を通して全身状態のアセスメントやフォーカスアセスメントの技術を習得する。これらの技術を習得することで、時期を逸せず適切な医療対応につなげることができ、患者の疾患、障害、治療内容が適切かどうかについて査定するための素地を培う。また、得られた知識・技術を基盤として健康レベルの変化にあわせたアセスメントを学ぶ	1後	30		○	△		○			○	
○			基礎看護学Ⅴ	対象の健康問題を看護の立場から系統的に診断し、解決するための一連の過程について構成する要素を学ぶとともに、思考過程のトレーニングを行うことで看護理論を活用した看護過程の展開技術を身につけることができる	1後	30		○			○			○	

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			基礎看護学Ⅵ	看護技術 nursing art は看護の専門的知識に基づいて行われ、対象の安全、安楽、自立を目指した目的意識的な直接行為である。さらに看護技術は、私たちの看護実践を構成するツールである。私たちは身体と言葉、若干の道具を用いて対象に必要な看護を技術を持って表現する。ここでは、看護師としての、知識を基に、技術・態度のあり方を考え、対象者へ提供する看護技術の安全性・安楽性を追求し、看護技術を習得することを目的とする。	1前	30		△	○		○	○				
○			基礎看護学Ⅶ	看護技術 nursing art は看護の専門的知識に基づいて行われ、対象の安全、安楽、自立を目指した目的意識的な直接行為である。さらに看護技術は、私たちの看護実践を構成するツールである。私たちは身体と言葉、若干の道具を用いて対象に必要な看護を技術を持って表現する。ここでは、技術とはなにか、看護を構成するものについて学び、看護技術を取り巻くものについての知識を深めることを目的とする。また基本技術では、第一に安全を守る感染予防について学び第二に看護における対人関係の技術として、「聴く」ことを学び第三にコミュニケーションエラーを防止する「主張する」技術を習得する。第四に、記録の意義を学び正確な記録・報告・保管から看護の責任を果たすことについて学ぶ	1通	15			○			○	○			
○			リハビリテーション看護	リハビリテーション期にある患者と家族を理解し、アセスメントと援助の方法について学び、人間らしく共に生きることを目指した適切な援助を考え修得することができることにより、1年次到達目標である、リハビリテーション看護ができる基礎能力を養う	1後	30		○	△		○	○				
○			基礎看護学実習Ⅰ	看護技術の基本原則を理解し、安全で安楽な看護実践能力を養う	2前	45					○	○	○		○	
○			基礎看護学実習Ⅱ	学んだ知識・技術を統合し、看護の考え方の土台となるものを学ぶ	2後	45					○	○	○		○	
○			成人看護学Ⅰ	成人看護の意義と目的を理解し、成人期にある人を取りまく環境、変化・拡大する健康問題と保健医療福祉の現状をとらえて、成人の健康福祉医療の基盤を支える看護の役割について考える。さらに成人期にある対象者の特徴をふまえて成人の看護アプローチの基礎を学ぶ	1後	30		○	△		○	○				
○			成人看護学Ⅱ	成人期における健康障害を持つ対象を理解し、急性期における患者の看護過程の学習をもとに、各健康の段階に応じた看護を学ぶ。さらに、応じた看護技術の基本を学習する	2通	30		○	△		○	○				
○			成人看護学Ⅲ	成人期における健康障害を持つ対象を理解し、患者教育を中心とした看護技術を学習する。慢性期や終末期において、家族や周囲の環境も対象としてとらえ、個々の生活に合った看護を考えていく。慢性疾患をもつ人の生活の再構築や、終末期における対象の理解を深め、各健康の段階をふまえた関わりを学ぶ	2後	30		○	△		○	○	○			
○			老年看護学Ⅰ	高齢化に伴う社会構造や環境の変化とそれに伴う老年看護の変遷を教授し、老年保健医療福祉の中で老年看護に求められている役割について理解できる。老年看護を特徴づけている「若い」についての理解を深め、高齢化の現状を踏まえた老年看護の機能や役割が明らかになることをねらいとする	1後	30		○			○	○				

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			老年看護学Ⅱ	高齢者を特徴づける老化現象やそれに伴う健康障害の特徴を理解した上で、老年看護の対象である高齢者への理解を深めることができる。また高齢化に伴う健康障害や老年看護のあり方の変遷について学ぶことで、現代に求められている老年看護のあり方について学ぶことができる	2前	30		○			○	○	○			
○			老年看護学Ⅲ	加齢に伴う高齢者の健康状態の理解を深め高齢者の健康の維持・増進をはかること、また健康障害をもつ高齢者の看護を実践するための基盤とする	2後	30		○	△		○		○			
○			小児看護学Ⅰ	小児観をはじめ子どもを取り巻く環境の変化とそれに伴う小児看護の変遷を概観し、小児保健医療福祉の中で小児看護学に求められている役割について学習できる。また、小児看護における倫理上の課題を理解し、広い視野に立ち小児看護の機能や役割を考えることができる	1後	15		○			○		○			
○			小児看護学Ⅱ	子どもの成長発達の過程を理解し、健やかな生活過程について理解する。子どもにとっての遊びの意義、保育の考え方、家庭の意義、健康障害の予防や健康な生活を送るために必要な知識について修得する。また、小児看護の対象として母子を包括して考える意義や疾病や障害を持つ小児の理解を深めることができる	2後	30		○	△		○		○	○		
○			小児看護学Ⅲ	健康障害を持つ小児と家族の理解を深め、健康障害が児や家族に及ぼす影響を理解し、健康の段階、成長発達の段階に応じた生活過程を整えるための看護の方法を身につける。安全、安楽であり効果的な援助技術が、小児との信頼関係を形成する上でとても大きな影響を及ぼすことがわかり、技術の研鑽ができる。また、小児の特徴をふまえ、実践に役立つ看護過程の展開技法が習得できる	2後	30		○	△		○		○	○		
○			母性看護学Ⅰ	母性看護の対象が女性のライフサイクル全ての期にあることを理解した上で、母性各期の身体的・心理的特性を理解する。新しい命を育むという生殖の視点から次代の人間を育てる意義や母性の概念と家族の役割を学ぶ。母性の現状を認識し、母性を育む看護のあり方を考える	1後	15		○			○		○			
○			母性看護学Ⅱ	母性をとりまく環境や少子社会・生殖医療の発達等への理解を深め、それらが対象に及ぼす影響について考える。周産期にある母子の理解や女性生殖器疾患をもつ対象者を理解し、看護が提供するために必要な生理的変化や病態生理や症状を学ぶ	2通	30		○			○		○	○		
○			母性看護学Ⅲ	妊娠・分娩・産褥期における母子の心身および社会的変化とその特性の理解を深める。母子だけでなく、夫や家族を含めたアセスメントができ、具体的に看護が実践できるよう学ぶ。また、自己の母性観・父性観を深められるように学ぶ	2後	30		△	○		○		○	○		
○			精神看護学Ⅰ	精神看護学の必要性や意義を学ぶ。心の発達と心の働きに関する要因及び性の概念と発達について理解し、人間の行動を決定づける動機づけ理論や基本的欲求について、自己を含めた人間理解を深める。また、精神看護学の目的、看護の機能・役割が認識し、精神保健医療の動向、社会を反映していることもふまえる	1後	15		○			○		○			

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			精神看護学Ⅱ	精神保健医療における保健医療福祉の歴史の変遷を概観し、精神障害を持つ人の社会参加や自立を困難にしている要因や精神保健における今後の課題がわかる。精神障害を持つ人、家族の看護に必要な対象者の理解を深めをそれを支援するケアを知る。また、人間関係や集団組織の中での集団力学としての集団の形勢、同調と逸脱、競争と協同のダイナミクスなど、リーダーシップ、人間関係についても学ぶ	2前	30		○			○		△	○	
○			精神看護学Ⅲ	人間関係の基本となるコミュニケーション理論やカウンセリング理論の理解を深め、自己を含めた対象をひとりの人間として尊重した看護の基本となる患者―看護者関係（治療的関係）の技術、精神障害を持つ人の生活の場の拡大や自立に向けた生活の援助、特殊な療法を受ける人の援助について理解する。また、快の刺激が心身に与える影響と、季節の行事やレクリエーションの意義を理解し、看護に活かすことを学ぶ	2後	30		○	△		○		○	△	
○			成人看護学（臨地実習）	成人期の対象者を総合的に理解し、健康の保持・増進、各健康の段階に応じた看護実践を行うための問題解決能力を養う	3通	90				○		○	○		○
○			老年看護学（臨地実習）	健康上の問題を持つ老年期にある対象者を総合的に理解し、老年看護を行うための問題解決能力を養う	3通	90				○		○	○		○
○			小児看護学（臨地実習）	子どもの健やかな成長発達過程を理解し、健康の段階に応じた、子どもと家族への看護が行えるための基礎的な能力を養う	3通	90				○		○	○		○
○			母性看護学（臨地実習）	妊娠・分娩・産褥期にある母子の特徴を理解し、セルフケア能力を高める看護を行うための能力を養う	3通	90				○		○	○		○
○			精神看護学（臨地実習）	精神看護の対象を理解し、心の健康の保持・増進する関わりやはたらきについて学ぶとともに、精神の健康障害を持つ人に対する理解を深め、精神保健医療福祉における看護の役割について学ぶ	3通	90				○		○	○		○
○			在宅看護論Ⅰ	現代社会の状況や動向を把握し、在宅看護の目的・意義・役割を理解する。また、在宅看護活動の法的体系と関連する機関や職種等について学ぶ	2前	30		○			○		○		
○			在宅看護論Ⅱ	在宅看護の対象は、地域で生活する全ての人である。ここでは対象理解と共に在宅看護を発展させるための基本的な接遇や対人関係技術を習得する	2通	30		○			○		○	○	
○			在宅看護論Ⅲ	在宅看護に必要な知識・技術を身につけ、療養者やその家族の抱える健康上の問題を解決するための具体的な方法を学ぶ	2後	30		○	△		○		○	○	
○			看護の統合Ⅰ	安全教育では看護実践において危険を予測し、看護・医療事故予防の技術とシステムについて知識を深め、対象者の安全を守るための基礎的な技術について学ぶ。 医療事故・医療過誤における法的責任、医療安全と医療の質保証を学ぶと共にヒヤリハットについて分析でき、改善活動に役立てることができる看護技術の自己研鑽ができると共に、多重課題状況における事故防止対策を考えることができる	3通	30		○	△		○		○	○	

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			看護の統合Ⅱ	災害看護では、災害や救急という緊急事態の中で、災害救急看護の役割を理解し、看護活動に必要な判断力、基本的な看護技術、心構えと態度、行動力を習得し、基礎的能力を養う。また災害、救急の概念や健康障害を理解するとともに人々の生命や健康障害を支えるために必要な基本的知識を学修する 国際看護では、国際看護の基本理念を理解するとともに、これまでの流れを把握し、国際的にどのような課題があるのか、看護の国際協力にはどのような組織・しくみ・方法が関わっているのかを学修する	2後	30		△	○		○		○		
○			看護の統合Ⅲ	看護管理では、看護サービスを提供するために人的資源、物的資源、財的資源など、有限なこれらの資源を有効利用するためのチームや組織づくりについて学ぶ。 看護の実践者として自分の考えを明確にし、また、他者との交流により、看護を行う上で核となる看護観の広がりや深まりを目指すことで、3年次到達目標である自己の看護観を育成できる	3通	30		△	○		○		○	○	
○			看護の統合Ⅳ	専門職業人として看護における研究の意義と必要性を学び、看護の課題について研究的手法を用いて明確にするためのプロセスについて、実践を通して理解できる。また、研究的態度と看護観の育成に役立てることができることで、3年次到達目標である研究的態度や創意工夫をする姿勢を養う	3通	30		○			○		○		
○			在宅看護論実習	その人らしく日常生活ができるための、保健医療福祉の連携と看護の実際を学ぶ	3通	90					○		○	○	○
○			看護の統合実習	看護チームの一員としての体験、夜間実習、複数患者の受け持ちを通して、知識、技術、態度を統合し、マネージメントできる基礎的能力を養う	3後	90					○		○	○	○
合計			64科目		2205単位時間										

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件は、看護第二学科において3年間以上在学し、学則第22条に規定する授業科目の単位認定を受けたものとする。 履修方法は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の科目区分があり、教育課程の授業科目進度に沿って、1年次27単位、2年次25単位、3年次19単位を全て履修する。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	23週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。